



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年7月14日金曜日 第425号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... (税務課) ... 724  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 724  
 公有水面埋立免許..... (港湾海岸課) ... 725  
 土地改良事業の計画の変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 726  
 兼用工作物の管理の方法について..... (中予地方局管理課) ... 726

## 公 告

県立学校校内LAN用端末機器等一式の借入れ..... (高校教育課) ... 726

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 727  
 政治団体の届出事項の異動の届出..... ( " ) ... 728  
 政治団体の解散の届出..... ( " ) ... 728

## 公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 729

## 公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令..... (公営企業管理局総務課) ... 729

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第795号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、令和5年6月28日次のとおり愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
32	愛媛県猟友会 南宇和支部 支部長 大塚 智	1 住所 南宇和郡愛南町御 荘平城4410番地2	1 住所 南宇和郡愛南町正 木1833番地
		2 代表者氏名 大塚 智	2 代表者氏名 内倉 長藏
		3 売りさばき所 南宇和郡愛南町御 荘平城4410番地2	3 売りさばき所 南宇和郡愛南町正 木1833番地

### ○愛媛県告示第796号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町8番8号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか63者	イオンリテール株式会社 ほか59者	令和5年 5月19日 ほか	令和5年 7月5日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第797号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中村時広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

代表者 伊方町長 高門 清彦

愛媛県西宇和郡伊方町川永田甲203番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西宇和郡伊方町川永田字西崎甲1番6に接する道路から同字大星甲1593番1に接する堤の地先公有水面

イ 区域

次の1点から26点を順次直線で結んだ線、26点と1点を結ぶ令和4年の秋分の満潮位(D.L.+2.67m)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町中浦甲1番4地先の伊方漁港のC護岸に設置された金属標)は、北緯33度29分10.2191秒、東経132度20分42.9817秒の地点

- 1点は、基点から真北271度40分17秒、30.71mの地点
- 2点は、1点から真北248度03分14秒、2.87mの地点
- 3点は、2点から真北251度38分16秒、10.44mの地点
- 4点は、3点から真北257度20分43秒、10.44mの地点
- 5点は、4点から真北263度12分07秒、10.36mの地点
- 6点は、5点から真北267度43分41秒、10.36mの地点
- 7点は、6点から真北271度25分13秒、20.26mの地点
- 8点は、7点から真北271度57分13秒、11.88mの地点
- 9点は、8点から真北181度24分10秒、1.25mの地点
- 10点は、9点から真北271度24分10秒、2.60mの地点
- 11点は、10点から真北1度24分10秒、1.25mの地点
- 12点は、11点から真北271度12分31秒、5.40mの地点
- 13点は、12点から真北269度58分40秒、19.82mの地点
- 14点は、13点から真北266度46分44秒、19.75mの地点
- 15点は、14点から真北264度21分17秒、11.71mの地点
- 16点は、15点から真北173度34分23秒、1.25mの地点
- 17点は、16点から真北263度34分23秒、2.60mの地点
- 18点は、17点から真北353度34分23秒、1.25mの地点
- 19点は、18点から真北263度20分13秒、5.54mの地点
- 20点は、19点から真北262度58分44秒、19.98mの地点

- 21点は、20点から真北262度56分45秒、10.08mの地点
- 22点は、21点から真北172度56分15秒、1.25mの地点
- 23点は、22点から真北262度56分15秒、2.60mの地点
- 24点は、23点から真北352度56分15秒、1.25mの地点
- 25点は、24点から真北262度55分23秒、5.90mの地点
- 26点は、25点から真北323度57分56秒、0.64mの地点

ウ 面積

574.64平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡伊方町中浦字西ヶ崎甲1番1に接する堤から同町川永田字大星甲1593番1に接する堤までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からS点を順次直線で結んだ線及びS点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町中浦甲1番4地先の伊方漁港のC護岸に設置された金属標)は、北緯33度29分10.2191秒、東経132度20分42.9817秒の地点

- A点は、基点から真北15度30分40秒、42.41mの地点
- B点は、A点から真北131度51分24秒、18.12mの地点
- C点は、B点から真北139度02分05秒、16.40mの地点
- D点は、C点から真北234度17分37秒、47.34mの地点
- E点は、D点から真北180度00分00秒、100.00mの地点
- F点は、E点から真北270度00分00秒、223.63mの地点
- G点は、F点から真北0度00分00秒、87.19mの地点
- H点は、G点から真北352度56分15秒、16.54mの地点
- I点は、H点から真北82度55分00秒、26.92mの地点
- J点は、I点から真北82度40分02秒、21.47mの地点
- K点は、J点から真北83度19分20秒、17.45mの地点
- L点は、K点から真北83度46分07秒、14.11mの地点
- M点は、L点から真北85度41分18秒、10.72mの地点
- N点は、M点から真北90度51分23秒、16.32mの地点
- O点は、N点から真北91度34分41秒、26.22mの地点
- P点は、O点から真北82度49分54秒、61.72mの地点
- Q点は、P点から真北68度11分33秒、13.82mの地点
- R点は、Q点から真北56度21分52秒、11.96mの地点
- S点は、R点から真北151度19分29秒、0.35mの地点

ウ 面積

26,834.17平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 埋立免許年月日

令和5年7月14日

○愛媛県告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市下林下土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持

管理）の計画の変更を令和5年7月5日認可した。

令和5年7月14日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

○愛媛県告示第799号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年7月14日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川高山川水系高山川	高山川右岸堤防	松山市河野中須賀98-2地先から松山市片山甲118-2地先まで	道路管理者 松山市長 松山市二番町四丁目7番地2

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図にピンク色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持または修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

令和5年7月14日から道路の存続する日まで

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
県立学校校内LAN用端末機器等一式の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
県立学校校内LAN用端末機器等一式（パーソナルコンピュータ2,000台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
令和6年1月1日から令和11年12月31日まで
- (5) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法  
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入期間の開始までに、借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 下記の企業認定・認証の何れかを取得している者であること。  
・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証  
・「プライバシーマーク」認証

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2951
- (2) 入札書の受領期限  
令和5年8月15日（火）午前8時30分から同月23日（水）午前9時59分までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）

により提出すること。ただし、郵送等による場合は、8月22日（火）午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法  
令和5年7月28日（金）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所  
令和5年8月23日（水）午前10時00分  
愛媛県庁第1別館10階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和5年8月3日（木）午後5時15分

(4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効

とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school LAN (Local Area Network), 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 23 August 2023  
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 22 August 2023)

(3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
TEL 089-912-2951

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年7月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県八幡浜市・西宇和郡第二支部	田井野 駿	中井 博 司	八幡浜市港町411	令和5年6月2日
参政党愛媛県支部連合会	八木 邦 靖	高須賀 郁	松山市石風呂町50-1	令和5年6月23日
自由民主党愛媛県新居浜市第四支部	永 易 英 寿	小 野 順 司	新居浜市東雲町二丁目2-11	令和5年6月29日
自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第一支部	西 原 進 平	松 本 良 之	松山市久保433	令和5年6月29日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
池内邦仁後援会	池 内 邦 仁	池 内 邦 仁	伊予郡松前町大字神崎149-1	令和5年6月2日
佐野さちと砥部を元気にする会	佐 野 沙 知	佐 野 沙 知	伊予郡砥部町宮内420	令和5年6月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年7月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党鬼北支部	程 内 覚	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町小松1536	北宇和郡鬼北町小倉1329	令和5年6月1日
		代 表 者	程 内 覚	芝 照 雄	
自由民主党川之江支部	石 川 剛	代 表 者	石 川 剛	宇 高 英 治	令和5年6月2日
		会 計 責 任 者	横 内 博 之	石 川 剛	
自由民主党伊予市支部	大 西 誠	会 計 責 任 者	正 岡 満	向 井 哲 哉	令和5年6月7日
参政党愛媛第1支部	谷 川 まゆみ	主たる事務所の所在地	松山市石風呂町50 - 1	松山市東野一丁目5 - 18	令和5年6月20日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
愛媛県不動産鑑定政治連盟	大 西 泰 祐	代 表 者	大 西 泰 祐	合 田 英 昭	令和5年5月26日
		会 計 責 任 者	高 橋 宏 明	大 西 泰 祐	
えひめ産業資源循環協会地区政治連盟	西 山 周	会 計 責 任 者	橋 田 直 久	安 岡 誠 司	令和5年5月29日
矢野雄嗣後援会	大 谷 耕 三	代 表 者	大 谷 耕 三	毛 利 公 尊	令和5年6月1日
才野俊夫後援会「いぬい会」	寺 谷 秀 彦	代 表 者	寺 谷 秀 彦	和 田 利 弘	令和5年6月2日
未来開発研究会	横 田 弘 之	主たる事務所の所在地	松山市土居田町626 - 7	松山市河原町5 - 10	令和5年6月7日
		会 計 責 任 者	横 田 弘 之	竹 内 弘 子	
山川かずたか後援会	三 宅 東 洋 彦	代 表 者	三 宅 東 洋 彦	河 村 重 義	令和5年6月16日
愛媛県獣医師連盟	戒 能 豪	会 計 責 任 者	檜 垣 一 成	大 澤 哲 也	令和5年6月18日

○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年7月14日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
内 倉 長 蔵 後 援 会	岡 原 哲 善	令和5年5月30日
た か み ち か 後 援 会	高 橋 望 亜	令和5年5月31日
才野俊夫後援会「いぬい会」	寺 谷 秀 彦	令和5年6月2日

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年7月14日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>（特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための伝染病医療従事手当の特例）</p> <p>7 第6条に定めるもののほか、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（管理者が定めるものに限る。）をいう。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて管理者が定めるものに従事する職員が支給を受ける特殊勤務手当は、伝染病医療従事手当とし、その額は、1日につき4,000円以内とする。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病医療従事手当の特例）</p> <p>7 第6条に定めるもののほか、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて管理者が定めるものに従事する職員が支給を受ける特殊勤務手当は、伝染病医療従事手当とし、その額は、1日につき4,000円以内とする。</p>

附 則

- この管理規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県企業職員の給与に関する規程附則第7項の規定は、令和5年5月8日から適用する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第5号

公営企業管理局  
各事業所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月14日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第9条の2 削除</b></p>	<p><b>第9条の2</b> 規程附則第7項の伝染病医療従事手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の診療、看護その他これらの者に接する作業又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理を行う作業</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業</u></p> <p>(3) <u>管理者が前2号に掲げる作業に相当すると認める作業</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</p>

(重複支給の禁止)

**第18条 省略**

2 第6条第1項 \_\_\_\_\_ に規定する手当の支給を受ける場合にあつては、第9条第2項に規定する手当は、支給しない。

3 省略

**附 則**

— この訓令は、公布の日から施行する。

(1) 次号に掲げる作業以外の作業は、3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業は、4,000円

(重複支給の禁止)

**第18条 省略**

2 第6条第1項又は第9条の2第1項に規定する手当の支給を受ける場合にあつては、第9条第2項に規定する手当は、支給しない。

3 省略

**附 則**

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 当分の間、第9条の2の規定は、適用しない。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。